

平成29年 第1回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 平成29年 1月30日(月) 午後14時から
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 13名
1番 金崎 均 2番 水町 茂 3番 大西 準一
5番 大福 裕子 6番 木浦 由子 7番 森 清一
8番 永友 祥一 10番 永友 定己 11番 坂本 幸
12番 宇治橋 俊美 13番 永友 清太 14番 渡瀬 俊弘
会長 坂本 弘志
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
第2 会期の決定(別記のとおり)
第3 諸報告
第4 議案第 1号 農地移動適正化あっせん事業について
第5 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
第6 議案第 3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認
について
第7 議案第 4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の決定について
6. 事務局職員 事務局長 鳥井和昭 局長補佐 三笠浩三
主 査 佐野由美

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、只今から平成29年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。それでは、坂本会長、会の進行をよろしくお願いいたします。

[議長]

こんにちは、本日の委員、13名中全員が出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項により、総会は成立しております。これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。高

鍋町農業委員会会議規則第9条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。本日の議事録署名委員には、3番大西 準一委員、5番 大福 裕子委員を指名いたします。なお本日の会議書記には、事務局職員の三笠浩三局長補佐を指名いたします。

日程第2の会期の決定につきましては別記のとおり、本日1月30日の1日間とすることについて、ご異議はございませんか。【異議なしの声有り】異議なしと認めます。よって会期は、本日1月30日の1日間と決しました。

日程第3の諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

2ページをお開きください。諸報告、業務報告【1月】4日（水）仕事始め式です。会長、事務局からは全職員出席しております。同じく4日（水）新年賀詞交歓会が行われています。会長、事務局からは鳥井が出席しております。11日（水）第10回常設審議委員会が行われています。会長が出席しております。17日（火）高鍋町新農業振興対策協議会農政部会が行われています。会長が出席しております。23日（月）現地調査です。大福委員、木浦委員、坂本幸委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席しております。本日30日（月）平成29年第1回高鍋町農業委員会総会です。全委員、全職員出席です。

業務計画【2月】です。7日（火）8日（水）農業委員会県外研修、鹿児島県いちき串木野市農業委員会、鹿児島県南薩摩南国ファームを予定しておりましたが中止となりました。中止の理由といたしましては木城町で発生いたしました鳥インフルエンザによるものです。隣町という事と万が一の事があったらという事で今回は見合わせてほしいと断りの連絡が来ましたので中止ということになりました。申し訳ございません。13日（月）第11回常設審議委員会です。会長が出席予定です。21日（火）現地調査となっております。渡瀬副会長、永友定己委員、金崎委員、事務局からは鳥井、佐野主査が出席予定です。23日（木）平成28年度農業者年金受給者協議会会長・事務局長合同研修が行われる予定です。会長、事務局からは鳥井が出席予定です。28日（火）平成29年第2回高鍋町農業委員会総会となっております。全委員、全職員出席でお願い致します。業務報告、業務計画につきましては以上です。

[事務局]

3ページをお開きください。県進達経過報告を申し上げます。農地法4条申請平成28年12月21日現地調査を行っております。申請人 ○○○○ 転

用目的は露天農業用機械置場で問題ありません。

農地法5条申請 平成28年12月21日現地調査を行っております。譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は進入路の一部で問題ありません。

譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は太陽光発電施設で関係機関と協議中で保留となっております。

譲受人 ○○○○ 譲渡人 ○○○○ 転用目的は自動車保管場所で問題ありません。

なお、問題なしの案件につきましては1月11日付けで許可となっております。

4ページをお開きください。農地の時効取得に関する通知についてです。

1番 申請地 ○○大字○○字○○ ○○番 田 968 m²外 3筆 取得日平成8年10月31日 権利者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 義務者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 以上です。

[議長]

只今の報告についてご意見・ご質問はございませんか。

[2番]

先程の、○○○○の保留はどういう理由なんですか。

[事務局]

はい、関係機関というのは、県の本課案件になります。それから林地開発が絡んでおり、林地開発の許可と同時許可となり林地開発の許可が下りてないので保留となっております。

[議長]

よろしいでしょうか。その他何かありませんか。それでは質問等無いようですから以上で諸報告を終わります。

それでは続きまして、日程第4 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

8ページをお開きください。議案第1号 農地移動適正化あっせん事業についてです。

資料の訂正をお願いします。1番の申出者の住所○○大字○○ ○○番となっておりますが、○○番地に訂正をお願いします。

1番 平成28年12月27日 売渡又は貸渡の申出です。申出者 ○○
大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑
8,093㎡外2筆 2番 平成29年1月16日 貸渡の申出です。

申出者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○
○○番 畑 2,943㎡ 3番 平成29年1月17日 売渡の申出です。申出者
○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○ ○○番
畑 1,197㎡外3筆 この申出につきましてあっせん委員の指名をお願いいた
します。

[議長]

只今、説明が終わりましたがご意見・ご質問はございませんか。【質問なし】
それではあっせん委員の指名をいたします。

売渡又は貸渡申出	1番	担当委員	3番	大西 準一	委員
		順番委員	7番	森 清一	委員
貸渡申出	2番	担当委員	1番	金崎 均	委員
		順番委員	8番	永友 祥一	委員
売渡申出	3番	担当委員	14番	渡瀬 俊弘	副会長
		順番委員	10番	永友 定己	委員

よろしく申し上げます。

[3番]

1番の件で皆さんにお願いしたいのですが、この中にハウスが約3反位作
っておられ、○○○○さんは倒れられて畑を売りたいが売れないだろうから、
貸渡でお願いしたいと相談がありました。もし心当たりがある方はお願いした
いと思います。

[議長]

よろしくをお願いいたします。

次に、日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につい
てを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

15ページをお開きください。議案第2号 農地法第3条の規定による許
可申請についてです。

1番 有償移転 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 地目 畑 面
積 1,334㎡ 譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 譲受人 ○○
大字○○ ○○番地 ○○○○ この件につきまして担当の金崎委員お願

いたします。

[1番]

説明いたします。場所は町道の〇〇を上がりきった所を南の方へ50m位行ったところです。買受人が〇〇〇〇さんで〇〇となっていますが、この畑は〇〇〇〇さんの自宅の裏ですが、自分で菜種とかスイカを作っておられたうです。

現状は何も植えられていませんが綺麗に管理されております。よろしく願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告をいたします。1月23日9時より木浦委員、大福委員、私（坂本）、事務局から鳥井局長、佐野主査で現地調査をいたしました。只今説明がありました土地ですけど、色々野菜が植えてありました。桜島大根、ねぎ、人参、手前にはなつ豆が植えてありました。残りはきれいにトラクターで整地してありました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

17ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法3条第2項各号に該当していない為許可要件をみたしていると考えます。今回の申請は譲渡人の高齢による経営縮小に伴う譲受人による農地の有効利用であり、申請地においてそばを栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[1番]

金額は総額で〇〇円だそうです。

[議長]

その他に質問はありませんか。【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定いたしました。

[事務局]

2番 有償移転 農地の所在 ○○大字○○字○○ ○○番 畑 面積
706 m² 譲渡人 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 譲受人 ○○大字○
○ ○○番地 ○○○○ この件につきまして担当の渡瀬副会長お願いいたします。

[14番]

説明をいたします。○○○○さんは高齢で4、5年前からほとんどの畑を人に貸しておられまして、この畑は家庭菜園のような形で作っておられたんですが、ちょうど上に○○○○さんの畑があり○○○○さんが買いたいという話になりました。現在、住所が○○になっていて○○に住んでおられますが、休みごとに手伝っておられます。価格は706 m²で○○円だそうです。よろしくをお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[11番]

報告いたします。今、渡瀬副会長からも説明がありましたとおり、私達が現地調査に行った時には千切りかなにかをしておられました。現地はトラクターで整地され、すぐにでも植えられる状態でした。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

18ページをお開きください。農地法第3条調査書を付けております。農地法第3条第2項に各号に該当していないため許可要件を満たしてるものと考えます。今回の申請は譲渡人の高齢による経営縮小に伴う譲受人による農

地の有効利用であり、申請地において白菜を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[事務局]

3番 有償移転 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 宅地 面積 2,464.42 m²外 2筆 譲渡人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 譲受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の宇治橋委員お願いいたします。

[12番]

説明いたします。現地は〇〇になります。〇〇〇〇さん宅地となっておりますが、以前〇〇をされていた後地で宅地となっております。〇〇〇〇さんが定年になりその後農業をしたいということで、自分の保有地が現在1反しかなく、〇〇〇〇さんのすぐ裏の畑で宅地、畑も含めて〇〇円で譲ってもらったという事です。そば、落花生も栽培したいということです。よろしくお願ひします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[6番]

去る23日に事務局の案内で坂本幸委員の説明どおり3人で現地調査をいたしました。きれいにロータリーがかけてあり何も問題はないと思います。宅地だから値段が高いのだと思いました。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

23ページをお開きください。農地法3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしてると考えます。今回の申請は譲渡人の高齢による経営縮小に伴う譲受人による農地の有効利用であり、申請地において、そば、落花生を栽培する予定で、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[事務局]

16ページをお開きください。4番 賃貸借 農地の所在 大字〇〇字〇〇番 地目 田 面積 971 m² 貸付人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 借受人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 この件につきまして担当の宇治橋委員お願いいたします。

[12番]

説明いたします。現地は〇〇と〇〇の間になりますが地区は〇〇になると思います。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは〇〇で〇〇〇〇さんが〇〇になります。賃借料は年間〇〇円ということです。よろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[6番]

報告します。この圃場もきれいにロータリーがかけてありました。問題ないかと思います。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

24ページをお開きください。農地法3条調査書を付けております。農地

法3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。借受人は〇〇においてそばを栽培しています。今回の申請は、経営規模の拡大であり、本件の権利取得により周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

【質問なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり許可することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり許可と決定といたしました。

[議長]

次に日程第6 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

25ページをお開きください。農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認についてでございます。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番地目 登記簿 宅地 現況 畑 面積 364.27 m² 申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅でございます。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

説明いたします。農地の所在は〇〇〇〇から西へ100m位行ったところです。地図は27ページです。面積は364.27 m² 申請人は〇〇〇〇さんです。無断転用での申請でここに一般個人住宅を建てたいということです。なお、始末書、確約書等も揃っていて何も問題ないと思いますのでよろしく申し上げます。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

永友定己委員から説明があったとおり、事務局2名と委員3名で現地調査を行いました。この土地は道路に面したL字型でブロックもしてあり宅地には良い条件だと思われれます。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は364.27㎡となっております。転用理由は、現在の住居が手狭になったため、今回の申請に至っております。申請地の南側、西側は道路に接し、北側は宅地、農地、東側は農地に接しております。事業地との境界はブロック塀を設置し土砂流出防止に努め、生活排水、汚水については公共下水道に接続し処理する計画となっております。取水は上水道により供給し、隣接する農地への日照、通風に支障を及ぼさないように住宅を配置する計画となっております。

事業費は、建築費〇〇円、オプション工事費〇〇円、その他の費用〇〇円、その他の事務費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されております。

汚水処理、雨水処理につきましては問題が発生した場合は、当方にて責任を持って対処するとの確約書が添付されております。また、事前着手となっているため、始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

続きまして2番です。農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 地目 登記簿 宅地 現況 畑 面積 401.52㎡ 申請人 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 転用目的は一般個人住宅となっております。担当の永友定己委員よりご説明をお願いいたします。

[10番]

場所は先程の件と同じ所で地図は28ページです。〇〇〇〇さんの隣の土地で401.52㎡あります。申請人は〇〇〇〇さんです。これも無断転用での申請でここに一般住宅を建てたいということです。よろしくお願いします。

[議長]

それではここで現地調査を行った結果について担当委員からの報告をお願いします。

[5番]

先程と一緒に周辺が宅地化しており住宅にとっては申し分のない環境であると思われます。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

申請地は、都市計画法に規定する用途地域、第2種中高層住居専用地域に用途区域が定められた地区にある農地であることから第3種農地と判断されます。転用目的は一般個人住宅であり、転用面積は401.52㎡となっております。転用理由は、現在の住居が手狭になったため、今回の申請に至っております。申請地の南側は道路に接し、北側は宅地、農地、東側は農地に接しております。事業地との境界はブロック塀を設置し土砂流出防止に努め、生活排水、汚水については公共下水道に接続し処理する計画となっております。取水は上水道により供給し、隣接する農地への日照、通風に支障を及ぼさないように住宅を配置する計画となっております。

事業費は、建築費〇〇円、付帯工事費〇〇円、その他の費用〇〇円、合計〇〇円となっております。なお、金融機関の住宅ローン等審査結果通知書が添付されております。

汚水処理、雨水処理につきましては問題が発生した場合は、当方にて責任を持って対処するとの確約書が添付されております。また、事前着手となっているため、始末書が添付されております。以上です。

[議長]

只今、説明報告が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。【質疑なし】それでは質問もないようですから採決いたします。本件原案のとおり承認することに賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり承認と決定といたしました。

次に日程第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

34ページをお開きください。議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、利用権設定です。1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,006 m²外5筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。1番の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇との利用権設定ですが、この件は〇〇〇〇さんから農地中間管理機構に貸し出す利用権の設定です。利用権設定後は〇〇の〇〇〇〇氏と〇〇の〇〇〇〇氏に貸し出されます。以上で説明を終わります。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 763 m²外5筆 利用権を設定をする者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。この件も〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の利用権設定です。これは農地中間管理事業による農地中間管理機構への利用権設定です。利用権設定後は〇〇の〇〇〇〇氏、〇〇の〇〇〇〇氏に貸し出されます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

35ページをお開きください。3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 507 m² 外 3 筆 利用権を設定をする者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。〇〇〇〇さんと〇〇〇〇との利用権設定です。農地中間管理事業による農地中間管理機構への利用権の設定です。利用権設定後は〇〇の〇〇〇〇氏、〇〇の〇〇〇〇氏へ貸し付けされます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

36ページをお開きください。4番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,224 m²外 2 筆 利用権を設定する者 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇 〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本会長よりご説明をお願いいたします。

[15番]

説明いたします。今まで1番、2番、3番、4番は〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への貸し付けですが、〇〇さんが亡くなり、相続されまして中間管理機構の事業にあわせて中間管理機構へ利用権を設定するというものです。また設定後は〇〇の〇〇〇〇氏、〇〇の〇〇〇〇氏に貸しつけられます。以上です。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 6,367 m² 利用権を

設定する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 利用権の設定を受ける者
○○ ○○ ○○番地 ○○○○ 担当の坂本幸委員よりご説明をお願い
いたします。

[11番]

説明いたします。場所は○○から南へ10m位のところです。6,300 m²程の
畑です。今回、農地中間管理事業による農地中間管理機構への利用権設定です。
利用権設定後は○○の○○○○様に貸付けされるそうです。○○○○さんも高
鍋町全域に○○や大根を作っておられます。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませ
んか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件
原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認め
ます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

6番 農地の所在 大字○○字○○ ○○番 畑 3,065 m²外7筆 利
用権を設定する者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○ 利用権の設定を
受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、担当の坂本幸委員よりご説明
をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。○○○○様と○○○○の新規での利用権設定です。○○
○○は皆さんもご存知のとおり○○、畑では○○の小麦を作っておられます。
よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませ
んか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件
原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認め
ます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

37ページをお開きください。7番 農地の所在 大字○○字○○ ○○
番 畑 1.83 m²外2筆 利用権を設定する者 ○○大字○○ ○○番地 ○
○○○ 利用権の設定を受ける者 ○○大字○○ ○○番地 ○○○○、担

当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんは〇〇〇〇さんの〇〇さんということで聞いております。今回、〇〇〇〇に新規での利用権設定です。〇〇〇〇は皆さんもご存知のとおり〇〇等作っておられます。よろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

38ページをお開きください。8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 9,484 m²外1筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇、担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への利用権設定の再設定です。〇〇〇〇さんはずっと仕事が出来ないということで以前から〇〇〇〇さんに畑を貸しておられますのでよろしくお願いいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

9番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,638 m²外1筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇さんから〇〇〇〇への利用権設定です。〇〇〇〇さんの〇〇さんが亡くなって以来ずっと〇〇〇〇へ貸しておられます。よろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

10番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 1,346㎡外1筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

〇〇〇〇様と〇〇〇〇との利用権設定の再設定です。〇〇〇〇は〇〇から〇〇、〇〇に集積するという形で現在進めておられます。反当は〇〇円と決まっていますのでよろしくお願ひします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

39ページをお開きください。11番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 5,032㎡ 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いいたします。

[11番]

はい説明いたします。〇〇〇〇様から〇〇〇〇への利用権設定の再設定です。この方だけが10a 当たり〇〇円ということです。規模的に小さいからだと思ひます。よろしくお願ひいたします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

12番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 畑 2,379 m² 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の坂本幸委員よりご説明をお願いします。

[11番]

説明いたします。〇〇〇〇様と〇〇〇〇への利用権設定の再設定です。この方は反当〇〇円となっております。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

13番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 1,025 m²外4筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いします。

[14番]

説明いたします。これも〇〇〇〇さんと〇〇〇〇の再設定です。よろしくをお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認め

ます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

40ページをお開きください。14番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 2,586 m² 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いします。

[14番]

説明いたします。これも期限切れの再設定です。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

[事務局]

15番 農地の所在 大字〇〇字〇〇 〇〇番 田 2,801 m²外4筆 利用権を設定する者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 利用権の設定を受ける者 〇〇大字〇〇 〇〇番地 〇〇〇〇 担当の渡瀬副会長よりご説明をお願いします。

[14番]

この案件も期限切れの再設定です。よろしくお願いします。

[議長]

事務局及び担当委員の説明が終わりました。ご意見ご質問はございませんか。

[10番]

畑が多いのですが、後の方はほとんど田んぼになってますよね。田んぼの方もほとんど〇〇ですか。

[11番]

飼料稲の〇〇です。

[議長]

その他何かありませんか。【質疑なし】それでは、質問もないようですから、採決いたします。本件原案のとおり承認することに、賛成委員の起立を求めます。起立全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認と決定いたしました。

以上で、本日の議案のすべてを終わりましたが事務局からその他連絡事項がありましたらお願いします。

それでは、これをもちまして、平成29年第1回高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

(15時00分終了)

高鍋町農業委員会会議規則第9条の規定により、ここに署名する。

議 長 会 長

署名委員 3 番

署名委員 5 番